

第2号様式(第4条関係)

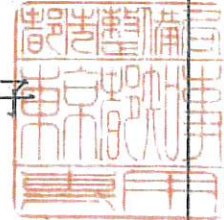
3 都市建字第 66 号

令和 3年 4月 12日

塩崎工業 株式会社

塩崎 雄二 殿

東京都知事 小池 百合子



解体工事業者の登録簿への登録通知書

令和 3年 3月 23日 付けで申請のあった解体工事業については、建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律第23条第1項の規定により、下記のとおり登録したので、同条第2項の規定に基づき通知します。

記

登録番号 東京都知事(登一 3) 第 4402 号
登録の有効期間 令和 3年 4月 12日から令和 8年 4月 11日まで

注) 登録の更新申請を行う場合の書類の提出期限:令和 8年 3月 11日
(この日が行政庁の休日に該当する場合は、直前の開庁日)

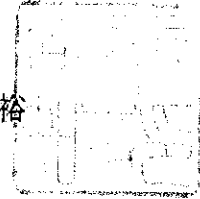
〒350-1301
埼玉県

狭山市青柳1549-8

建管第10-318号
令和3年4月12日

塩崎工業株式会社
代表取締役 塩崎 雄二 様

埼玉県知事 大野 元裕



解体工事業の登録について（通知）

令和3年3月19日付けで申請のあった解体工事業については、建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律第21条第1項の規定により、下記のとおり登録したので同法第23条第2項の規定に基づき通知します。

記

登録番号
登録の有効期間

埼玉県知事（登-3）第2698号
令和3年4月14日から令和8年4月13日まで
（2021年4月14日から2026年4月13日まで）

（注）登録の更新申請を行う場合の書類提出期限： 令和8年3月14日
（ 2026年3月14日 ）

（解体工事業登録等省令第2条の規定に基づく）

（この日が行政庁の休日に該当する場合は、直後の開庁日）